

非木造住宅等にかかる 耐震改修費等補助制度

補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅、
3階建て以上の木造住宅、木質系枠組壁工法の住宅

申請者

建物の所有者

※区分所有の共同住宅にあつては、管理組合

事前相談
してくだサイ！



受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

※工事完了後の実績報告書を令和8年2月27日(金)までに提出する必要があります

補助金額

補助制度は、『耐震診断』『耐震改修設計』『耐震改修工事』の3種類があります

耐震診断

戸建て住宅

対象経費(※1)の3分の2

上限額 **9万円**

共同住宅等

対象経費(※2)の3分の2

1戸あたりの上限額 **5万円**

※1 136,000円を限度

※2 床面積1,000㎡以内の部分3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分1,050円/㎡を限度

耐震改修設計

※耐震診断の結果「安全な構造」でない」と判断されたものが対象

対象経費の3分の2

1戸あたりの上限額 **10万円**

耐震改修工事

※耐震診断の結果「安全な構造」でない」と判断され、耐震改修計画認定を受けたもの

戸建て住宅

上限額 **125万円**

耐震補強に関する費用の80%(115万円を限度)＋工事監理費の3分の2(10万円を限度)

共同住宅等

1戸あたりの上限額 **110万円** (※5)

①補強工事費……対象経費(※3)の23%(マンションは1/3)に30万円を加算した額
(1戸あたり100万円を限度)

②工事監理費……対象経費の3分の2(1戸あたり10万円を限度)

③付帯工事費……対象経費(※4)の一部(1戸あたり100万円を限度)

※3 躯体工事及び基礎工事等(マンションは51,700円/㎡を限度、マンション以外は39,900円/㎡を限度)

※4 仮設工事、既設部分の撤去工事及び撤去部分の復旧工事

※5 補強工事、工事監理費、付帯工事費の合計は上限110万円

補助金交付の流れ・必要な手続き

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事 共通

必ず、契約前に申請手続きを行ってください

事前相談・事業計画の承認

交付申請前に事前相談を行ってください



補助金交付申請

申請は、申請者から委任を受けた建築士が行います
令和7年12月26日までに提出してください

1か月程度

補助金交付決定

契約・着手

補助金等交付決定通知書を受けてから契約を締結してください



中間検査（改修工事のみ）

診断・設計・工事完了

実績報告書提出

工事完了後すみやか、かつ
令和8年2月27日までに提出してください

1か月程度

補助金額の確定

2週間程度

★ 補助金受領

市から指定口座へ補助金を振り込みます

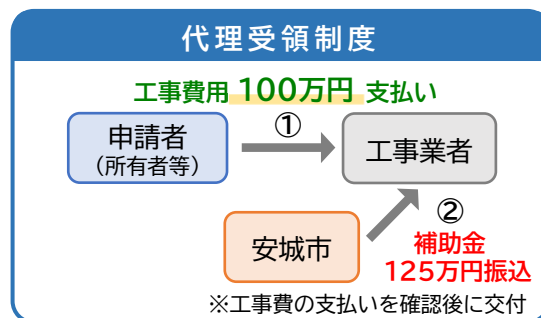
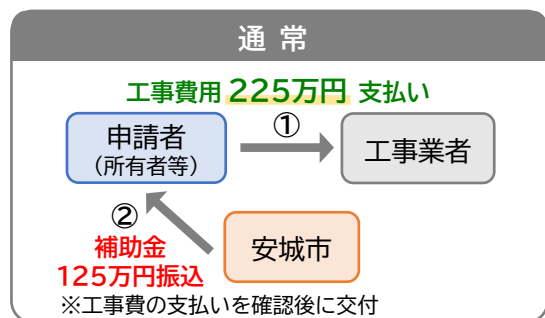
※予定通り完了せず期限内に手続きができなかった
場合等には、補助金を交付できないことがあります

★ 代理受領制度も使用できます

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、支払いの負担が軽減されます。

（例）非木造住宅の耐震改修工事費225万円、補助金125万円の場合



【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係（電話：0566-71-2241）
（安城市役所 北庁舎3階）

詳細はこちら

